

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 5 日

各

都道府県 市区町村

 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

相談支援に係るQ&Aの改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、別添のとおり「相談支援に関するQ&A」を改正しましたので、情報提供させていただきます。

各自治体におかれましては、御了知の上、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援係 TEL：03-5253-1111（内線：3040） FAX：03-3591-8914
